

藤沢市幼稚園教諭等奨学金返済補助金のご案内

藤沢市では、令和4年度から市内幼稚園等における人材の確保を目的に、奨学金を利用して幼稚園教諭免許または保育士資格の取得した方を対象とする奨学金返済補助事業を行っています。

1 対象者

補助金の対象者は、市内の幼稚園等で就労し、次の全ての要件に該当する幼稚園教諭または保育士

- ① 奨学金を利用して幼稚園教諭免許又は保育士資格を取得した方。
- ② 幼稚園等の常勤職員として新規雇用された日から起算して7年以内の方。
- ③ 自ら奨学金を返済している方。
- ④ 藤沢市内に在住している方。
- ⑤ 過去にこの補助金、又は「藤沢市保育士奨学金返済補助金」の交付を受けたことがない方。
- ⑥ 補助金の交付を受けようとする期間において、この補助金の交付対象となる奨学金を対象とした類似の補助金等を受けていない方。

2 対象施設

市内の幼稚園及び認定こども園（幼稚園型に限る）

3 補助額

補助対象者本人が当該年度中に返済した奨学金を補助対象経費とし、補助額は、補助対象経費の1/2（100円未満切り捨て）とします。（ただし、1年度の上限額は20万円）

4 補助対象期間

補助金の交付期間は、補助対象者が1に掲げる全ての要件に該当することとなった月から当該年度末まで。補助金の交付を受けた方が、次年度以降に継続して申請を行う場合には、補助開始月から60か月まで。

5 申請等の手続きの流れ

(1) 補助金の交付申請

対象者本人が、次の書類を用意し、市へ提出してください。

- 【提出書類】
- ア 奨学金返済補助金交付申請書兼返済計画書（第1号様式）
 - イ 雇用証明書（第2号様式）
※就労する幼稚園等で証明を受けてください。
 - ウ 幼稚園教諭免許状又は保育士証の写し

- エ 住民票の写し（マイナンバーの記載がなく、申請日前3か月以内に取得したものの）
- オ 補助対象者が奨学金を借り受けていることを証明する書類（月々の返済金額が確認できる書類が望ましい）

※その他市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

【提出先】 藤沢市役所 本庁舎3階 保育課 幼児教育担当（無償化担当）

【提出期限】 原則、補助対象期間の前に申請してください。

(2) 補助金の交付決定

申請に基づき、市が補助の可否および補助金額を決定し、交付等決定通知書を郵送します。

(3) 補助金の変更承認申請

交付決定を受けた補助金の額又は奨学金の返済計画等に変更が生じる場合には、藤沢市幼稚園教諭等奨学金返済補助金変更承認申請書（第4号様式）に必要書類を添えて、速やか藤沢市保育課へ提出してください。

(4) 事業完了届及び補助金の請求等

交付決定または変更承認決定を受けた方は、事業の完了後、藤沢市幼稚園教諭等奨学金返済補助金事業完了届兼交付請求書（第6号様式）に次の書類を用意し、市へ提出してください。

【提出書類】 ア 在職証明書（第7号様式）

イ 奨学金を返済したことを証明する書類

ウ 市内転居、氏の変更等（補助金額に影響しない場合）があった場合に証明する書類

※その他市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

【提出先】 藤沢市役所 本庁舎3階 保育課 幼児教育担当（無償化担当）

【提出期限】 当該年度の3月31日

ご提出いただいた書類に不備等がなければ、原則、請求のあった日から30日以内に補助金を交付します。

6 留意事項

その他

この補助金交付事業は、原則として令和4年度から5年間の実施となります。

以上

【問合せ先】 藤沢市 子ども青少年部 保育課 TEL 0466-50-8226（直通） FAX 0466-50-8389
--